

平成 27 年 10 月 13 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 長嶋 竜弘

職員の副業に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

職員の販売等の副業について。

2 質問の要旨

鎌倉市消防本部指令情報課主事が借金で生活に困窮して、休日に 120 回にわたり引越し業務のアルバイトに従事。計 120 万円ほどの報酬を得ていた事で懲戒処分を受けたことから、以下質問いたします。

- ① 他の職員が副業をしている疑いがないかどうか調査はしたのか。
していないとしたらするつもりはあるのか。
- ② 不動産や農業などで収入を得ることは一部認められるケースがあると思うが、どういった内容なら認められるのか。
- ③ 例えば個人で商品を製作したものをネットやお店に委託して職員が販売して収入を得る事は違法なのか。
(例、お菓子、料理、衣料品、絵画などのアート作品等の販売)
- ④ ③について職員がやっていないかどうかの調査をした事があるのか。
- ⑤ 副業について職員教育をした事はあるのか。
- ⑥ 再発防止策としての職員教育は実施する予定はあるのか。
やるとしたら何時どんな内容でやるのか。

3 答弁を求める者

総務部

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 10 月 19 日まで) ・ 無

(理由：本会議開催日までに読み込みが必要だから)